

「情報伝達手段拡充事業の完了」について

■問い合わせ 総務課防災管財係 ☎ 85 - 6122

今年度、白鷹町では緊急情報等をお知らせする「情報伝達手段の拡充事業」を実施しました。

◇ 10月9日から運用を開始します。

◆システムの設備・機器点検のため、**毎月10日を試験放送日**としております。
ただし、10日が土・日・祝日の場合は次の平日に行います。

(各施設ごと実施時間が異なります。【あゆむ 8:30 / 各小中学校 13:00 / その他施設 15:00】)

◇運用開始後には、役場及び各地区のコミュニティセンター（荒砥地区を除く）
の屋外拡声器よりサイレンを吹鳴し、町内での火災発生をお知らせいたします。
(例：最上川より東側の火災はサイレン吹鳴2回、西側は3回になります。)

※サイレン吹鳴につきましては、現在まで役場庁舎のみから吹鳴しておりましたが、各地区においても吹鳴することが可能となったことを踏まえ、自主防災組織連絡協議会役員会からのご意見もいただき、町内6ヶ所から吹鳴を行うものです。
※24時間、時間帯（深夜・早朝）に関係なく吹鳴されます。
※参考音源については、町ホームページに掲載しております。

注意

火災発生時の詳細を確認する場合は、

消防テレホンサービス

☎0180-992-777

をご利用ください。

拡充内容については…

1. 屋外拡声器（屋外スピーカー）増設

【現在7ヶ所→新設14ヶ所 合計21ヶ所】（設置詳細は「広報しらたか9月10日号」参照）

2. テレホンサービス **専用番号 ☎85-3898**

屋外拡声器からの放送内容（例：緊急地震速報、気象警報、ミサイル発射情報 ほか）
を電話にて確認することができるようになります。

(※各地区コミュニティセンターからのイベント情報等は確認できません。)

3. 町ホームページへ掲載

屋外拡声器からの放送内容を町のホームページへ掲載します。

<掲載イメージ>



※情報がない場合には、なにも表示されません。